

はじめに

(主な意見の内容)

- ・コロナ禍においては、こども、保護者、支援員が一体となり、コロナ禍での生活について考えてきた。コロナ禍で見えてきた課題等も含めて議論をしていくことが必要。
- ・放課後児童対策を考える上では、こどもの権利保障の視点での議論も重要。
- ・放課後児童クラブだけでなく、放課後子供教室、児童館を総合的にこどもの放課後の居場所として考えていくことも必要。

I. 放課後児童クラブの課題と施策の方向性について

1. 放課後児童クラブの待機児童対策について

(主な意見の内容)

【待機児童の定義等】

- ・放課後児童クラブ以外の施策を利用することで、申請を取り消された、あるいは辞退された方が、どのような施策を利用したこととしたのか把握することも、待機児童の定義を議論する上で必要。
- ・利用申し込みの段階で申し込みを受理されず、口頭で断られるケースや、クラブの人的・物的受入体制が整っていないため、やむを得ず利用の自粛を要請されているケースもあるのではないかと。いわゆる隠れ待機児童というものについても、待機児童対策を考えていく上で、議論することが必要。
- ・放課後子供教室において、放課後児童クラブ利用児童と同様に、支援員の安全管理下で放課後を過ごしている児童も待機児童に含めるべきなのか、待機児童の定義を議論する上で検討することが必要。
- ・待機児童対策として、国としてクラブ以外の施策も含め規制を緩和するのかどうか、基準の問題を議論することも必要かもしれない。それと同時に、自治体における好事例を作っていくことも大事。
- ・待機児童対策を考える上で、利用している保護者やこどもたちがどういうふう感じているのかを反映させていく必要がある。

【受け皿整備】

- ・放課後児童クラブの受け皿整備を推進すると、高学年児童の申し込みが増えるなど潜在ニーズが掘り起こされて、待機児童が減少しない要因となっている。
- ・住宅地の開発がある地域だけ急にこどもの数が増え、その地域だけ待機児童が発生するというケースについては、対応が難しい。
- ・待機児童対策として、放課後児童クラブ以外の受け皿に資格者がいないといろいろと課題が出てくる可能性があり、人の問題というのは非常に大きい。
- ・待機児童対策として受け皿整備は重要であるが、整備することにより、大規模化が想像される。こどもの視点から、集団規模については適正にする必要がある。
- ・受け皿整備にあわせて放課後児童支援員の確保方策を考える必要がある。

【利用調整、他事業】

- ・放課後児童クラブを利用しているこどもの中にも、必要度が低かったり、習い事等で利用日数が少ないこどももいる。児童館などの他の施設の利用を、こどもの自立に向けて勧めていくことで、本当に必要度の高いこどもが放課後児童クラブや放課後子供教室で安全・安心に過ごすことで、待機児童に関しても減少していくのではないかと。放課後児童クラブ、放課後子供教室のみならず、他の居場所を含めて、放課後児童対策を考えていくことが必要。
- ・待機児童対策としての児童館の利用について、出入りが自由という面では、保護者の方が帰ってくるまでしっかりちゃんと見てくれている放課後児童クラブの方が良いという部分もあるかもしれない。児童館に併設するかたちで、放課後児童クラブや放課後子供教室が出来たら良いと考える。
- ・放課後児童健全育成事業以外の民間の預かりサービス等についても議論が必要ではないか。

【学校等施設】

- ・待機児童対策として、学校の余裕教室の使用の仕方、他の施設の魅力向上を含めて総合的な施策というものを今後検討していくことが必要。
- ・学校の余裕教室がいつまでも継続して使用できないとなると、プレハブを建設して対応することが考えられるが、こどもが減少してきている地域では、それとの兼ね合いがあり非常に難しくなっている。
- ・利用児童が少ない幼稚園もあるので、学校の近隣に幼稚園がある場合には、幼稚園のスペースをうまく使えないかどうかということも考え方の一つ。
- ・放課後児童クラブについて、生活の場としての機能を確保するという観点から、タイムシェアの考え方が沿うのかどうかということも議論が必要。
- ・学校建築や校庭整備の方向性の中に、放課後での活用も視野にいれることが期待される。
- ・余裕のある保育所を活用することや、小規模な家庭的学童等も一考の余地がある。
- ・自然環境を豊かに備える等の環境整備が期待される。

2. 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の推進について

(主な意見の内容)

【一体型の効果】

- ・一体型の効果は、所属の異なる子どもたちが交流できることや、放課後児童クラブの子どもにとって、地域住民による多様な教育プログラムを体験できること。
- ・一体型は多くの地域の方々の参加によって地域交流が進むことから、放課後児童クラブが社会資源としての認知度や価値が高まる。
- ・地域住民だけではなく、学生、企業・団体、大学・研究機関等の志ある方々がつながる地域全体で、魅力あるプログラムを提供している。

【一体型に関する理解】

- ・放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の実施、学校施設の利活用については、国が発出する通知が現場にしっかり伝わるようにしていくことが必要。
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室との一体型の実施に向けては、「新・放課後子ども総合プラン」の内容が、担当部局に浸透していないことも課題。
- ・一体型、連携型、統合型と言われる問題点などについて、現場の方々からの聞き取りを行い、課題を整理していくことが必要。
- ・放課後子供教室は、大人の学びの成果を活用する生涯学習・社会教育の一環であり、地域の大人が子どもと交流することがポイント。
- ・放課後子供教室は、教育を通じて地域を活性化することも目的の一つである。
- ・一体型を推進するのであれば、子どもが単なるプログラムの対象となるのではなく、子どもとともに考えて最善の利益を保障していくことが必要である。
- ・一体型を推進するのであれば、子どもにとって放課後とは何かという理念を再確認すると共に、放課後子供教室にかかわる人材への研修の充実が求められる。
- ・文部科学省が想定している放課後子供教室（地域の方々が教育プログラムを提供するもの）と、自治体によって行われている一体型（同一の実施主体が同一の居場所を提供するもの）には乖離がある。
- ・放課後子供教室は居場所ではないとの指摘があり、大人のための活動のように見える。一体的に実施すべきものは何か検討する必要がある。
- ・目的が異なる2つの事業を「一体型」という言葉から、安易に統合をして「一体化」してしまうことに懸念がある。それぞれの目的に沿って、役割を果たしながら連携して実施していくことが必要である。
- ・両事業共に、子どもを主体とした放課後支援である。また、地域全体で子どもたちを育む仕組み作りを目指している。
- ・目的・趣旨が異なるからと言って、できる範囲で協力すればよい、というのには違和感がある。

【一体型の課題】

- ・一体型の課題は、全学年を網羅する企画立案、場所の確保、準備時間がとりづらい、放課後児童クラブ職員と放課後子供教室の関係者間の連携、プログラムに参加しない子どもへの対応が挙げられる。
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室との一体型の推進については、様々な効果があると考えられるが、小学校の統廃合も考慮しつつ検討することが必要。
- ・中学校のクラブ活動の地域移行もあることから、推進する担い手の確保も課題。
- ・35人学級等が進んでいく中で、特別教室や普通教室が活用されている状況にあり、学校の教育に支障のない範囲で、学校内のスペースを有効に活用することは困難。
- ・余裕教室の活用は難しいが、特別教室の一時的な活用には可能性がある。そのためには管理責任の明確化が重要である。
- ・一体型推進にあたり、放課後のこどもの教育のあり方について整理が必要。例えば、文部科学省の想定している放課後子供教室のあり方と現場の乖離や、その背景にある地域住民のボランティア等の参画には限界があること等。
- ・「学校教育に支障がない範囲で」学校施設を使用できるという原則には違和感がある。公共施設であるので、更に学校施設・設備を放課後にシェアできるようにすべきではないか。特別教室や図書室などを開放し、こどもの意見から企画するなどによって、楽しいプログラムができるのではないか。
- ・私立学校で校舎をフル活用して、放課後の選択肢を広げている例がある。
- ・小学校施設整備指針では放課後児童クラブのスペース確保に言及しているが、学校施設全般をすべてのこどもの放課後の充実のために屋外も含めて改善・活用するような取組も期待する。
- ・今後余裕教室が使用できなくなる可能性も想定して議論をすることも必要。

【一体型の運営】

- ・放課後児童クラブと放課後子供教室が相互補完できる施策の展開を検討して欲しい。
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的な事業者で行うべきかどうか、学校運営協議会とは全く別物として運営するかたちとした場合など、メリット・デメリットを検討していくことが必要。
- ・放課後児童クラブは生活の場として考えており、プログラムに参加しないこどもの生活を守ることが重要であり、一体型推進においても注意する必要がある。
- ・両事業を統合して一体化するというのではなく、両事業の特性を生かしながら連携していくことが、こどもの最善の利益につながる。
- ・地域や学校との連携を進めていくためには、地域学校協働本部の取り組みや、地域学校協働活動推進員という人材の活用が重要である。
- ・地域学校協働活動推進員はコーディネーターの役を担っており、社会教育士などの資格取得等の専門性向上を推進することが望まれる。

- ・放課後支援において期待される「地域」の参加には、関係する組織や機関、企業も含まれることも意識し、積極的に生かす必要がある。
- ・それぞれの役割を果たしながら、子どもたちを真ん中において連携していくような視点が求められる。
- ・一体型推進に際し、こどもの目線に立った今後のあり方の検討が重要である。
- ・両事業の目的・趣旨が異なるからという理由で、子ども間の分断等を生まないような方向性が期待される。

3. 障害のあるこどものインクルージョンの推進について

(主な意見の内容)

【障害児の受け入れについて】

- ・障害児は健常児の入所申請とは別に先行受付をしている。面談等を通じて保護者やこどもとの信頼関係を深めるようにし、関係者調整を提案する等して、保護者との情報共有を行うことで、不安を抱える保護者に寄り添っている。
- ・既存の放課後児童クラブでは受け入れが困難な重度の障害児が利用できる放課後児童クラブを設置している。ここでは放課後等デイサービスや他の放課後児童クラブと全く同じ支援はできないが、どちらの要素もあるというのが特徴。
- ・利用者数や在籍校の増加によって、送迎は課題である。
- ・障害児の受け入れ定員を設定することについて。利用しやすくなる反面、待機も増えるのではないかと。
- ・小学校卒業後の過ごし方について、担当ケースワーカー等と相談しながら、行き場がないということがないような支援が必要。
- ・普通学級に在籍して、発達の遅れや偏りがあるこどもも多く放課後児童クラブを利用している。
- ・生活の見通しがもてるように、放課後児童支援員の声かけや働きかけなどの少しの手立てがあるだけで、安定した生活につながることもある。
- ・放課後児童クラブを障害児が利用できるという案内を、保育所や障害児を育てる保護者の会等に情報提供することも行っている。
- ・発達障害や障害が明らかになっていない支援を要する児童への対応が課題となっている。
- ・障害児支援のスキルは、発達障害児や健常児にも応用でき、放課後児童クラブでの過ごしやすさには貢献できるようになる。
- ・障害児支援のための職員の配置については、有資格者や経験者を確保することが困難なため、オン・ザ・ジョブ・トレーニングや研修が必要である。
- ・個別支援計画の作成については、障害福祉サービスの事業所で働いた経験のある職員等が指導している。
- ・地域にある障害児支援が得意な事業所と連携して、面で支えていく観点が求められる。
- ・他の放課後児童クラブで受入を拒否されたり、問題が起こった時点で退所を促されるケースがあり、藁をもつかむ思いで放課後児童クラブを探している保護者がいる。放課後児童クラブ側の人員確保や資質向上が課題である。
- ・保護者との情報共有（専門機関での指導記録等を含めて）が重要で、育成支援に必要不可欠。
- ・知識・経験不足からくるストレスだけでなく、人間関係によるトラブルなどもあって離職率が上がると、地方においては、将来的に担い手不足が深刻になる危険性もある。

- ・職員のケアも必要である。

【放課後等デイサービス等との関係について】

- ・放課後等デイサービスなど他制度の状況を見ながら議論することが必要。
- ・放課後児童クラブ利用終了後（小学校卒業後等）において放課後等デイサービスへの丁寧な引継ぎ、コーディネートが必要。
- ・放課後児童クラブと放課後等デイサービスの渡り廊下をもっと太く、しっかりとしていくことが必要。
- ・保育所等訪問支援についても放課後児童クラブへの派遣が増えるようにするなど、障害福祉施策との連携も検討が必要。
- ・スーパービジョンや助言、相談機会の仕組みの検討が期待される。保育所等訪問支援の活用が求められ、児童発達支援センターとの連携強化が必要ではないか。
- ・放課後等デイサービス事業所との連携が求められる。
- ・放課後等デイサービスと放課後児童クラブの併設等は難しいかもしれないが、インクルージョンの視点も持ち、並行的に利用できるような仕組みも必要である。
- ・放課後等デイサービスと放課後児童クラブの一体的運営等についても今後の議論が必要である。
- ・放課後等デイサービスと放課後児童クラブの併設や、保育所等訪問支援で放課後児童クラブを対象としているか等、明らかになっていないことがある。実態を把握し、課題があれば、それを改善していくことも求められる。
- ・放課後等デイサービスとの連携は、専門性共有という点で意味がある。
- ・放課後児童対策の観点から、放課後等デイサービスについての議論が必要ではないか。
- ・通級による指導のように、一部の時間、別室で放課後等デイサービスの支援を受けることがあってもよいのではないか。

【医療的ケア児の受入について】

- ・医療的ケア児の受入については、すぐに受け入れることができない場合が多く、待機児童となる可能性があるため、こどもを中心に保護者も含めて総合的に支援をコーディネートしていくような役割が必要。
- ・医療的ケア児については、どこまで受け入れられるのか、その都度の検討が必要。
- ・医療的ケア児の支援が看護師配置により実現できていることを実感している。利用機会の確保だけではなく、関わる放課後児童支援員の専門知識の向上や設備等の受け入れ環境の整備が急務である。

【インクルージョンの推進について】

- ・放課後児童クラブにおけるインクルージョンについては、医療的ケア児を含めて実態を把握し、こどもの声を含めて検討していくことが必要。
- ・放課後において、障害を持たないこどもが、障害を持つこどもと接する機会が無いこ

とも問題。

- ・インクルージョンの推進については、現場の方々からの聞き取りを行い、課題を整理していくことが必要。
- ・障害児の受け入れについては、障害の有無を伏せて欲しいという保護者もいるので、周囲の子どもへの配慮も含めた検討が必要。
- ・障害児を育てる保護者の会からは「健常児と障害児が一緒に行う活動を可能な限り多くして欲しい」という要望がある。共生社会構築のためにもお互いを理解し合える環境が重要である。
- ・インクルージョンの推進はきわめて重要だが、全ての放課後児童クラブにおいて、人的・物的環境が揃わず困難をとまなう。
- ・インクルーシブ型放課後児童クラブを整備、拠点化し、そこから順次広げていく方法もあるのではないか。
- ・重複した障害をもつ子どもの育成支援に携わった。身体障害のある子どもにとっては設備が整っていなかった。しかし、健常児との関わりや声かけ、誘導などがあり、安定して過ごせた。
- ・社会的・文化的なハンディキャップ（性別、国籍、社会的地位、経済的格差による貧困等）をもった子どもたちのソーシャルインクルージョンについても検討する必要がある。

【その他】

- ・障害のある子どもが、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなど移動を強いられている。学校内に放課後児童クラブとあわせて放課後等デイサービスを設置できないか。
- ・（障害者総合支援法における）自立支援協議会に放課後児童クラブが入っている例もある。障害児支援の枠組みの中に一般施策である放課後児童クラブが入っていき、つながるといっても可能ではないか。
- ・学校内の放課後児童クラブに、特別支援学校や他校の支援学級の児童は入りにくいのではないか。
- ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であるため、一般施策の後方支援、インクルージョンの推進をしていくことが期待される。

4. その他の課題

(主な意見の内容)

【場について】

- ・放課後の居場所については、小規模で家庭的な環境の構築も必要ではないか。
- ・学校内の施設で利用されていないスペースを活用することで、放課後のこどものスペースを確保できるのではないか。また、プレハブ等独立した建物を設置する場合には、こどもたちにとって居心地の良い楽しい場所にしていくという空間の考え方も必要。
- ・校内で実施する場合はスペース確保の問題が非常に大きいため、児童館の活用についてしっかりと考えていく必要がある。
- ・地域全体を、どのように放課後仕様にしていくのか、放課後児童クラブ、児童館、その他の場所を安全かつ柔軟に移動できるという仕組みも考える必要がある。
- ・余裕教室・特別教室も実態を適切に把握した上で、しっかりと利用すべき。
- ・放課後児童対策にあたり、もう少し学校施設を使えるようになったら良い。
- ・海外の事例を参照し、放課後を豊かにするために学校施設や敷地を活用するような将来展望が期待される。

【プログラムの質】

- ・待機児童数等、人数や量の話だけでなくこども達を楽しめているかという点も重要。
- ・放課後プログラムの質の保証の観点から、質の高いスタッフやボランティアの配置に寄与する中間支援組織の拡充も必要。
- ・放課後支援は地域全体で考えることが重要である。
- ・こども達と一緒に学ぶ、考える、楽しく過ごすことが足りてないのではないか、そういった居場所機能を位置づけとして明確化させることも考えられる。
- ・放課後は学校の延長ではないため、こどもの生活と遊びをどう支えていくのかが重要である。
- ・集団の規模が大きくなることで、こどもが決められたプログラムの中で生活するようなことになりがちである。こどもが負担に思うことなく過ごせる環境づくりが必要。
- ・こどもの主体性形成や多世代交流の推進等の観点を踏まえた充実が期待される。

【人材の確保】

- ・放課後児童支援員の養成や確保などについて、現在の取組が十分なのかどうか、人材確保に向けた具体的な方策について検討することが必要。
- ・大学等在学中の学生が、夏休み等に放課後児童支援員認定資格研修を受けられるようにすることで、放課後児童支援員になる動機づけができるのではないか。
- ・放課後児童支援員については、養成数も増えているが、離職も一定数ある。募集をかけると高齢の方の応募もあるが、肉体的・精神的にもハードであり、採用に至らないこ

ともある。また、扶養の範囲内で就労したいと希望する声もあることに留意が必要。

- ・放課後児童支援員については、離職率が高く、処遇改善の実施率が低いことも課題。
- ・放課後児童支援員の募集について、60歳以上の高齢の方の応募も多いが、体力的に厳しいため人材確保が大変。
- ・放課後プログラムを提供するに当たり、プログラムコーディネーターのような専門性を有する人材を配置し、個々の児童との話し合いを通じて、個々に決定する手続きも検討が必要。
- ・こどもの人口減少の影響、放課後児童支援員の確保、キャリアアップなどの処遇改善、ハラスメント事案への対応の検討も必要。
- ・処遇等の労働環境の改善が求められる。

【評価（自己評価、第三者評価）】

- ・放課後児童クラブや児童館の自己評価、第三者評価について、利用者の評価やこども自身の声を聴きながら評価し、放課後のこどもの権利保障のサイクルを確立していくことが必要。
- ・保護者も安心できる場所になっているかということも評価し、それを保護者に伝える取組があっても良い。

【学校等との連携】

- ・コロナや災害の対応に向けて、発生前の段階から学校との連携を強化しておくことが必要。
- ・コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会に放課後児童クラブ関係者が入ることがますます望まれる。
- ・学校運営協議会に放課後児童クラブ関係者を入れることを推進できないのか。また、児童館、放課後等デイサービス関係者を入れることも検討すべき。

【こどもの意見反映】

- ・学校、保護者などの大人から離れて遊びたいと感じるこどももいるのではないか。
- ・放課後の居場所全体が権利の砦に本来なるべきであり、児童遊園の活用方法も含め、こどもの意見を聴きながら決めていく取組があっても良い。
- ・放課後児童対策に関する制度や施策を検討する上で、利用するこどもたちや保護者の思いをきちんとつなげていくことが必要。

【福祉的な課題への対応】

- ・福祉的課題を抱えたこどもを取り残さないためにも、放課後児童対策はその柱になるのではないか。
- ・虐待や孤立している家庭に対して施策をもっと開いていこうという議論がある中、放課後児童クラブの利用要件は自治体によって定められているが、そのような制限したか

たちにすべきなのかといった議論もしていくことが必要。

- ・特別な配慮を必要とするこどもは障害児のみならず、海外につながりのあるこどもなども考えられ、支援に必要な連携やスーパービジョンを検討する必要がある。
- ・ある市の放課後児童クラブでは、学校の給食センターで調理された昼食が提供されている。保育所併設の放課後児童クラブでも昼食提供事例がある。こどもの貧困対策から昼食提供、学校の給食設備の活用も検討すべき。食育やこども食堂などでも活用できるのではないか。

【その他】

- ・制度以外の部分で、同じような目的の民間施設がどのくらいあって、どのくらいの人々が利用していて、支援員の質がどうなっているのか、という点も議論できたら良い。
- ・小学生の放課後支援を考えた時に、世代の近い高校生等との接点づくりもあるとよいのではないか。
- ・費用負担や利用要件に関する検討が期待される。

Ⅱ. 児童館について –児童館のあり方に関する検討ワーキンググループとりまとめ–

1. 検討の背景

2. 児童館の現状と課題

(主な意見の内容)

【児童館の現状】

- ・ こどもが選んで行くことができる唯一の児童福祉施設である。
- ・ 遊びを通じた健全育成が基本である。
- ・ 現状分析については、自治体が積極的に児童館を活用できるような前向きな再評価を期待する。
- ・ 児童館を既存の社会資源として有効活用することが効率的である。

【児童館の課題】

- ・ 児童館施策に関しては、自治体間の格差が大きい。
- ・ 児童館の認知度によって、その活動の差がある。知らないこどもに届ける方法を考える必要がある。
- ・ 活動に濃淡があることから、本来の児童館が分かりづらくなっている。
- ・ 現在児童福祉法で規定されているところを超えているような活動が増えている。
- ・ 児童館の機能・役割が付加・拡張されていくが、身分保障が弱いため、負担感が増している。
- ・ 放課後児童クラブの比重が大きくなっていて、登録児童への対応に終始してしまっている館がある。
- ・ 他機関や学校との連携や協力について、状況を把握する必要があるのではないかと。
- ・ 児童館について自治体に正しい理解ができるような施策が必要である。
- ・ 財源確保、人材確保が難しい。

【児童館ガイドライン】

- ・ 児童館ガイドラインを周知している市町村の児童館は、ガイドラインで示されている活動内容の実施率が高い。
- ・ 改正から時間が経過し、配慮を必要とするこどもへの対応や、事業継続計画（BCP）など、児童館をとりまく状況の変化に応じて、見直すことも必要ではないかと。
- ・ 内容について、難しい、わかりづらいとの声もあり、具体性のある解説が必要ではないかと。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- ・ 感染症対策で運動遊びの機会が減少している。

- コロナ禍においても、学習支援や食事の提供活動は若干増加している。
- 事業継続計画（BCP）の整備状況は低調であり、コロナ禍において全国の児童館が臨時休館となった。放課後児童クラブと違って、再開がなかなかできなかった。
- 臨時休館中に、公園への出張巡回などの取組がみられた。このような臨機応変的な活動が期待される。

3. 今後の児童館のあり方

(1) こどもの居場所としての児童館機能・役割の強化

(主な意見の内容)

【中・高校生世代の居場所づくり】

- ・利用対象年齢が広いことから、関わりがずっと持てるのが特徴。利用していたこどもが親となって戻ってくる。
- ・中・高校生世代の活躍の場、支援の場として活用できる。
- ・開館時間の延長が必要。
- ・児童館職員の意識変容も必要。乳幼児・小学生を対象とする活動で満足している職員もいる。
- ・運営のための人材や時間延長に対する予算の確保が課題である。
- ・中・高校生の部活動の地域移行が進むなかで、学校、地域、児童館が分担してこどもを見ていくことが必要である。また、部活に入らないこどもの居場所が期待される。
- ・中・高校生世代に対してもアウトリーチが行われている。出張児童館（空き店舗活用、高等学校の一室など）の取組が報告されている。
- ・思春期特有の悩み等への相談は、遊びを通じての関係性があった上でできるもの。
- ・コミュニケーション等の面から、Wi-Fi がついているかどうかは選択肢になってきている。こどもたちを誘導してくる上では必要な設備になっている。その上で、彼らにどのように関わるのかが重要ではないか。
- ・オンライン学習（宿題など）が増えてきた中で、家庭間の格差から、Wi-Fi 設備を期待する声もある。
- ・同世代に近いナナメの関係にあるような大人が必要。
- ・非行等への対応、夜の児童館活動などの実践例がある。家庭等に居場所のないこどもたちにこそ、居場所が必要ではないか。中高生世代に直接届く施策があまりない。国の居場所づくり検討の中で児童館の活用を期待したい。
- ・次世代の居場所機能の強化が必要。
- ・必要な設備を検討することが必要。
- ・中高生が集えるような児童館を地域の中に1箇所は設置するということも検討する必要がある。
- ・一般的には問題がないと見受けられるこどもだって、悩みは抱えている。人間関係も複雑化しているなかで、児童館が担えるところではないか。
- ・少子化対策、次世代育成の観点からも、大人になるうえでさまざまな選択肢やロールモデルを提示できる施設として活用できる。

【多様なこどもの居場所】

- ・全国の児童館の8割以上で障害のあるこどもの受け入れを実施し、増加傾向。

- ・気になる子が増えている。塾などでは受け入れにくいようで、児童館にはよく来ているが、細々とした対応に収まっている。加配や時間延長で対応できたらよい。
- ・児童館のなかでは、気になる子も普通の子も分け隔て無く見ている。
- ・児童厚生員には、インクルーシブな環境をつくり出す役割がある。
- ・ユニバーサルな居場所を維持継続するための支援が必要
- ・全てのこどもと言ったときに、障害、セクシャルマイノリティなどのいろいろな「課題」を抱えたこどもがそこにいるということ。

【こどもの意見聴取・意見反映、こどもの参加】

- ・コロナ禍により、こどもが参画する活動は減少傾向にある。
- ・児童館ガイドラインにおいて、こどもが意見を述べる場の提供を位置づけていることから、これまで蓄積されたノウハウは、こども家庭庁が目指しているこどもの意見の政策反映に援用できるのではないかと。
- ・児童館建設委員会や運営協議会にこどもたちが参画している事例が増えている。また、こどもの意見を発表し、市長などに伝える取組も見られる。
- ・こどもの権利保障を大事にしている児童館だからこそ、「子どもが意見を述べる場の提供」などは実施施設が増加している。
- ・児童館はこどもを真ん中として意見を聞く体制、機会を持っている。こども家庭庁創設にかかる検討において、こどもの意見を聞くことを大事にしているので、児童館からの発信ができると思う。
- ・児童館は特定のこどもというよりも多様なこどもがいる。いろいろな層のこどもの意見を自然な形で聴取できている。政策決定へのこどもの意見を聴取し、社会に発信していくような担当者を置くことも考えられる。
- ・児童館がこれまで実施してきたこどもの意見聴取やこどもの参加活動などが、新しい政策の中で、こどもの意見反映等として位置づけられることも伝えていく。

(2) ソーシャルワークを含めた福祉的課題への対応強化

(主な意見の内容)

【児童館のソーシャルワーク機能の現状】

- ・こどもがSOSを持って、来ることができる場所である。
- ・学校給食がなくなる夏休みに痩せるなどのこどもを見ている。
- ・要保護児童対策地域協議会への参画率は減少傾向にある。
- ・自治体や学校と個人情報に関する情報共有が難しい。
- ・児童館や職員の専門性が自治体等で理解されていない。
- ・児童館は要支援等のこどもについて現状把握でき、直接的な支援もできる場所。

- ・児童館にはソーシャルワーク機能があると言われ続けてきたが、専門性や認知度の問題から、全国的には実現できていない。
- ・自殺予防の取組として、全国の児童館で子どもたちへのメッセージ掲示などを行っている。何かあれば話を聞ける体制があることを伝えるとよい。

【ソーシャルワーク機能、相談について】

- ・児童館ガイドラインにある「生活の援助」を実現するには、児童館の中核的機能としてソーシャルワーク機能を位置づけるべき。
- ・わかりづらいと指摘されている「多機能性」については子どもの権利との関係から整理することができる。子どもの多様な課題に直接関わって、しかも、子どもと一緒に考えて、適切な機関につなぐことでその課題に対応できることを示している。
- ・ソーシャルワーク機能の確立は、自治体や地域住民の関心を引いて、児童館設置の流れに繋がる可能性があるのではないかな。
- ・児童館がおこなう子ども・子育て家庭への予防的・包括的・伴走的支援は重要である。
- ・児童館は地域子育て相談機関として活用しうる施設である。特に、子ども自身が気軽に相談できる場所となっている。
- ・相談という看板を掲げると子どもたちが来づらくなる。
- ・相談ばかりしていくと、問題が子どもの中に矮小化されてしまう。社会を変えるような橋渡しが児童館に求められる。
- ・一次的には、利害関係のない大人がいて、ナナメの関係性の中で、子どもたちは課題を表出する。二次的には、相談対応という関わりがあればよいのではないかな。
- ・相談援助が主目的ではなく課題発見の場となっている。発見した課題については、適切に二次的な相談機関につないでいる。しかしながら、児童館でしかできない課題発見や相談活動の定義が曖昧。
- ・記録等もあり、改正児童福祉法における地域子育て相談機関としての基本的機能は有していると考えられる。
- ・就学児童（主に小・中学生）とその保護者を対象とした相談支援の確立、強化が必要。
- ・相談もできるというのはアピールできるところ。

【ソーシャルワークの展開】

- ・児童館ガイドラインにある生活課題の早期発見、早期対応は、児童虐待の発生防止、悪化防止につながる重要な機能。
- ・児童館が子どもの課題等を発見した後に、どのように対応するかなどの実践のための仕組みづくりが本格的に求められている。
- ・児童館に求められているソーシャルワーク機能は、特にコミュニティソーシャルワークである。
- ・コミュニティソーシャルワークの展開が必要。特にアウトリーチしながら、来られない子ども、妊婦も含めて支援を届かせることも期待される。

- ・乳幼児とその保護者に対する支援は積み上がっているため、就学後の切れ目のない支援を行っていくべき。保護者との関係を切らさないでいることが大事。

【ソーシャルワークの担い手】

- ・福祉系専門職の職員配置（必置）が必要。
- ・専門職配置により、コミュニティソーシャルワークにおける個別支援や地域支援がより進んでいく。
- ・課題をキャッチした後の対応（問題解決への動き）が、ソーシャルワーク機能が働いているかどうかにつながるため、福祉の専門職配置は意味がある。現行の職員配置では限界がある。
- ・専門職配置により、現在の児童厚生員の人数が減じられることがあってはならない。現在の人員を充実させるほうがよいのではないか。その際には、児童館職員の専門性を遊びだけではなく、ソーシャルワークも担える専門性を位置づけ直す必要はある。
- ・課題発見の後、ソーシャルワークのプロセスにいかに乗せていくが課題。
- ・主任児童委員、児童委員との連携、実践が必要。
- ・日常生活場面における面接が児童館では展開できている。ことさら相談とは言わなくとも実現できるような専門性をもった職員が必要である。
- ・日常生活場面面接をしていることを伝えることで、児童館職員がソーシャルワークをしているということを感じ取ってもらうのではないか。

【遊びの意義、遊びとソーシャルワーク】

- ・こどもの成長・発達について、遊びの意義・意味を社会に発信し、周知徹底する必要がある。
- ・遊びの重要性を否定する人はいないが、コロナで遊びが後回しになってしまった。しっかりと遊びを位置づける必要がある。
- ・困っていることや悩んでいることを言語化できない子どもがいる場合、児童館職員は遊びを鍵として子どもたちに向き合っている。児童館職員が担っているのは、遊びの指導だけではない。
- ・遊びを通してこそこどものSOSをキャッチできるのではないか。
- ・遊びを通じた活動に、いかにソーシャルワーク機能を付与できるかが重要。子どもが遊びを通じて表現する困り感をキャッチし、適切に支援していくことが児童館における相談ではないか。
- ・専門職として、こどもとの遊びなどでのやりとりの中から、課題に気づくという力を研修等で身につける必要がある。
- ・こどもは単なる支援対象ではなく、相談内容について、こどもと共に解決を探っていくことが重要。遊びを通してソーシャルワークをし、こども自身が力をつけていくような解決ができる。

(3) 大型児童館を中心とした、地域における児童館全体の機能強化

(主な意見の内容)

- ・災害時のこども支援、遊び支援を、県内の児童館を組織化して行うことができるのではないか。
- ・どんなこどもでもそこに行けば庇護される役割（アジール）がある。
- ・地域の児童館の牽引役として、研修の実施や、児童館のコーディネートを行う。また、児童館の認知度を高める取組を行う必要がある。
- ・国立総合児童センターこどもの城や厚生労働省と連携してプログラム開発などに取り組んできた。
- ・全ての大型児童館で児童館ガイドラインに示されていることが一定水準をもって実現できているとは言い難い。全施設が果たすべきところの明確化が必要ではないか。
- ・大型児童館は全館が民営化されており、運営上の課題がある。
- ・大型児童館同士のネットワークをいかした災害時支援やプログラム開発・普及が求められる。
- ・小型児童館への支援として、人材育成や啓発活動を継続するべき。
- ・地方の濃密な人間関係のなかでは、身近な相談場所が逆に行きづらく、大型児童館に遊びに行くという理由で相談をする保護者もいる。
- ・こども家庭庁における「居場所」の中間支援（情報発信や人材育成等）機能を発揮することができるのではないか。
- ・設置運営要綱が現状の大型児童館と合わないところがある。具体的には施設種別（A型等）について。
- ・大型児童館は現場をもって、こどもと直接関わっているので、小型児童館支援は的外れではなく、支援者支援の役割もある。
- ・全国をブロック別にして、人員配置の上、今ある大型児童館がブロックをカバーするような機能・役割を持たせることができないか。

(4) 児童館の制度について

(主な意見の内容)

- ・児童福祉法制定時から、児童厚生施設として位置づいていることの意味を再認識する必要がある。
- ・児童館という安定した居場所が地域にあることを共有すること。
- ・こども家庭庁におけるイメージ図「こどもの居場所」について、児童福祉施設であり、専門職が配置されている児童館と、他の居場所では層が違うのではないか。
- ・児童福祉法と児童館ガイドラインは一本につながっているが、その間にある児童館に

関連する法令の一貫性がないのではないか。

- こども家庭庁における「こどもの居場所づくり指針」と児童館ガイドラインの関係性、また居場所であることは間違いないが、特に学齢期以降のところにだけ位置づけられることは整理が必要ではないか。
- 児童館の種別について、基本型と機能強化型などのような類型再編の検討はどうか。基本型は児童福祉施設としての基本的活動を行い、プラスアルファの機能としてソーシャルワーカーの配置や居場所づくりによる機能強化型とすることはどうか。
- 現行法令で規定されている機能以上に多機能なことが期待されていることから、現状に合わせた法改正等も将来的には見据える必要がある。
- 設置運営要綱と児童館ガイドラインとの整合性について、確認する必要がある。自治体はガイドラインよりも設置運営要綱を参考にしているところがあるため、改正が必要では無いか。①小型児童館の対象児童については内容が現状とそぐわない、②指導という用語について、③運営について、遊びの指導、利用時間、地域社会及び関係機関等との連携について、内容が現行ガイドラインと離れている、④児童センター、大型児童館の内容についても、現行ガイドラインに沿った方が良い。
- 設置運営要綱について、①大型児童館の内容、またC型について検討するか、②こどもの権利の視点を盛り込む必要がある。
- 児童福祉法改正により、児童館ガイドラインが改正されている。とすると、設置運営要綱についても現行の児童福祉法の理念に沿ったものにするべきではないか。

4. 今後に向けて

(主な意見の内容)

- ・家庭、学校に続く第三の居場所（サードプレイス）の役割に加え、特に大型児童館については、こどもが避難できる場所（アジール）としての役割も考えられるので、役割の明確化が必要。
- ・コンピューターゲーム、飲食、宿題などをこども達が自由に行える居場所の機能を持つことも考えられる。
- ・新たな役割として、地域やこども達の福祉的課題に対応する機能・役割というものについても検討が必要。
- ・動物園への訪問などイベントを実施する場合、施設に残る職員が少なくなってしまうので、職員の確保が課題。また、ネット環境の整備も課題。
- ・障害のあるこどもや悩みを抱えているこどもの利用実態もあり、こどもの意見を述べる場として位置づいている。
- ・サードプレイスとしての役割、福祉的課題を抱えたこども・家庭・保護者にとって敷居の低い場所としての位置づけとなるよう、積極的な活用を検討することが必要。
- ・生活困窮世帯、ひとり親、不登校などのニーズが高く、そういった家庭・こどもの自己効力感を高めるためにも、配慮ある大人の声かけが重要。
- ・児童館の側からも学校との連携について考えていくことが必要。
- ・コロナ禍において、ストレスを抱えたこどもが増加し、学校や家庭で発散できないことから、様々な問題に発展する可能性があり、身近さ、暖かさのある居場所が必要、地域資源として児童館の活用が重要と考える。
- ・児童館は、併設の放課後児童クラブを退所したこどもたちが継続して利用することができ、インクルージョンに果たすべき役割は大きい。活性化する必要がある。
- ・放課後児童クラブを併設しているところも多く、提供プログラムごとに放課後子供教室との連携が可能であり、こういったものも一体型と親和性が高いと考えられる。
- ・児童館において更なるインクルージョンを推進するにあたり、多機能型児童館として、児童館・放課後児童クラブ・障害のあるこどもの受入を行う放課後児童クラブとして拠点化する方法もあるのではないかと。

おわりに

(主な意見の内容)

- ・児童厚生施設（児童館と児童遊園）のあり方について再構成が大事ではないか。
- ・放課後や休日の学校施設開放を、児童館のアウトリーチとして職員を配置し、ソーシャルワーク機能や子どもの意見反映を充実することも可能ではないか。
- ・財政的にも新たな施設を作ることが難しい時代の中で、既存施設を活用して、福祉的課題やこども・若者の特有の課題に対応していくことがよい。
- ・こども基本法の第11条との関連で、こども参加での児童館づくり等好事例集の横展開等が期待される。
- ・法令等における「指導」という用語について見直す必要があるのではないか。
- ・放課後児童対策における人材養成、確保の課題において、ソーシャルワークを担う人材については、現在検討されている「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」認定資格等との整理が必要ではないか。
- ・こどもが過ごす施設のデザイン等について検討が必要ではないか。
- ・こどもの立場に立ったハード面の整備について改善が求められる。
- ・放課後支援に携わるスタッフの労働条件の整備、向上が必要である。
- ・放課後児童対策の推進や、一体型の推進の観点から、社会教育施設との連携・協働が必要である。
- ・施設にこどもを当てはめるイメージではなく、こどもや地域が居場所づくりをしていくことが望まれる。
- ・垣根を越えてすべてのこどもが放課後をどのように過ごすのかということについての議論が期待される。
- ・学校や放課後児童クラブだけの問題ではなく、全体としてこどもの最善の利益やこどもの支援という観点をもち、連携の網をつくっていくことが必要。
- ・コロナの影響による不安、ストレス、不登校、自殺等の状況を鑑みて、放課後は重要であり、法を含めた制度等も検討していくべきである。
- ・放課後はこどもの意見をしっかり聞きながら、こどもを中心につくっていくことを伝えていく必要がある。